

第4 代理

1 代理行為の瑕疵（変更）

民法第101条第1項

- (1) 代理人が相手方に対してした意思表示の効力が意思の不存在、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。
- (2) 相手方が代理人に対してした意思表示の効力が、意思表示を受けた者がある事情を知っていたこと又は知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。
- (3) 特定の法律行為をすることを委託された代理人がその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができない。本人が過失によって知らなかった事情についても、同様とする。

(ア) 代理人がした意思表示の効力が、意思の不存在、詐欺、強迫によって影響をうけるべき場合、

(イ) 代理人がした意思表示の効力が、ある事情を知っていたこと又は知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合、

(ウ) 相手方が代理人に対してなした意思表示の効力が、意思表示を受けた者がある事情を知っていたこと又は知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合、

(エ) 相手方が代理人に対してした意思表示の効力が、意思の不存在、詐欺、強迫によって影響をうけるべき場合のうち、

代理人が相手方に対してした意思表示の効力の問題（1）と、相手方が代理人に対してした意思表示の効力の問題（2）とをかき分けたいと、（1）では（ア）と（イ）を、（2）では（ウ）を規定することとした。

そして、（エ）の場合には、直接詐欺ないし強迫等の規定を適用すべきことを明らかにすることとした。

また、改正前民法101条2項に規定されていた「本人の指図に従って」という要件を削除し、判例と整合させることとしたものである。

2 代理人の行為能力（変更）

民法第102条

制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。

(注1)民法第13条第1項に掲げる行為(被保佐人がその保佐人の同意を得なければならない行為)に次の行為を加える。

民法第13条第1項に掲げる行為を制限行為能力者の法定代理人としてすること。

(注2)民法第120条第1項に次の規律を加える。

制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為は、当該他の制限行為能力者又はその承継人も、取り消すことができる。

(改正前民法102条)

代理人は行為能力者であることを要しない。

(改正前民法13条1項)

被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

(改正前民法120条1項)

行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。

制限行為能力者が代理人として法律行為をした場合において、本人は代理人の行為能力の制限を理由に法律行為を取り消すことができないことを明確に規定するものである。

ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については適用を除外し、取り消しうることを認めることとした。

4 復代理人を選任した任意代理人の責任（廃止）

民法第105条

法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。この場合において、やむを得ない事由があるときは、本人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。

（改正前民法105条）

- 1 代理人は、前条の規定により復代理人を選任したときは、その選任及び監督について、本人に対してその責任を負う。
- 2 代理人は、本人の指名に従って復代理人を選任したときは、前項の責任を負わない。ただし、その代理人が、復代理人が不適任又は不誠実であることを知りながら、その旨を本人に通知し又は復代理人を解任することを怠ったときは、この限りでない。

（改正前民法106条）

法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。この場合において、やむを得ない事由があるときは、前条第1項の責任のみを負う。

改正前民法105条における任意代理人の責任を廃止することにより、復代理人にかかる代理人の本人に対する責任は、債務不履行の一般原則によって決せられるべきこととなった。

なお、これに伴い、改正前民法106条（法定代理人の復代理人の選任）も、法定代理人がやむを得ない事由によって復代理人を選任した場合に、その選任及び監督について責任を負うべきことと、本条により改められた。

5 代理権の濫用（新設）

民法第107条

代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方が当該目的を知り、又は知ることができたときは、当該行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。

判例の要件を踏まえつつ、代理権の濫用において本人に効果帰属しない場合を明文で規定したのが本条である。

また、その効果として、心裡留保が無効であることに対し、本条では無権代理とした。もって、本人による追認が可能となっている。

6 自己契約及び双方代理等（変更及び新設）

民法第108条

- (1) 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。
- (2) 前項本文に定めるもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾

した行為については、この限りでない。

(改正前民法108条)

同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

従来の自己契約と双方代理のみならず、広く利益相反行為も明文で規定され、かつその法的効果が無効ではなく無権代理であることが明確にされた。これにより、かかる場合において、本人はこれを追認することができることになる。

また、自己契約と双方代理、利益相反行為いずれにも共通して本人が予め許諾した場合には、本人による利益処分がなされていることから、除外することとした。

7 代理権授与の表示による表見代理（変更）

民法第109条

- (1) 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- (2) 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば(1)によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外に行為をしたときは、第三者がその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、当該行為について、その責任を負う。

(改正前民法109条)

改正法(1)と同じ

本条は、改正前109条と同110条との重畳適用を明文化したものである。

8 代理権消滅後の表見代理（変更）

民法第112条

- (1) 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後にその代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、代理権の消滅の事実を知らなかった第三者に対してその責任を負う。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。
- (2) 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後に、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外に行為をしたときは、第三者がその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為について、その責任を負う。

(改正前民法112条)

代理権の消滅は、善意の第三者に対抗することができない。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。

改正前民法110条と同112条の重畳適用を規定するものである。

9 無権代理人の責任（変更）

民法第117条

- (1) 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。
- (2) 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 1 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき。
- 2 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。
- 3 他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき。

(改正前民法 117条)

- 1 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明することができず、かつ、本人の追認を得ることができなかつたときは、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。
- 2 前項の規定は、他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき、若しくは過失によって知らなかったとき、又は他人の代理人として契約をした者が行為能力を有しなかつたときは、適用しない。

相手方が無権代理人の責任を追求する場合、本人の追認がないことを証明する必要はなく、責任を否定する代理人にて本人の追認があつたことを証明する必要がある。

また、相手方は、たとえ代理人の無権限につき過失で知らなかつた場合であっても、代理人が自分の無権限を知っていた場合には、代理人に責任を追求できることとした。